



2020年農林業センサス農林業経営体調査

五泉市結果の概要（確定値）

（令和2年2月1日現在）

【農林業経営体調査 調査結果の概要】

1 農林業経営体

農林業経営体数（令和2年2月1日現在）は1,594経営体で、5年前に比べて378経営体（19.2%）減少した。

このうち、農業経営体数は1,530経営体、林業経営体数は135経営体となり、5年前に比べてそれぞれ379経営体（19.9%）、34経営体（20.1%）減少した。

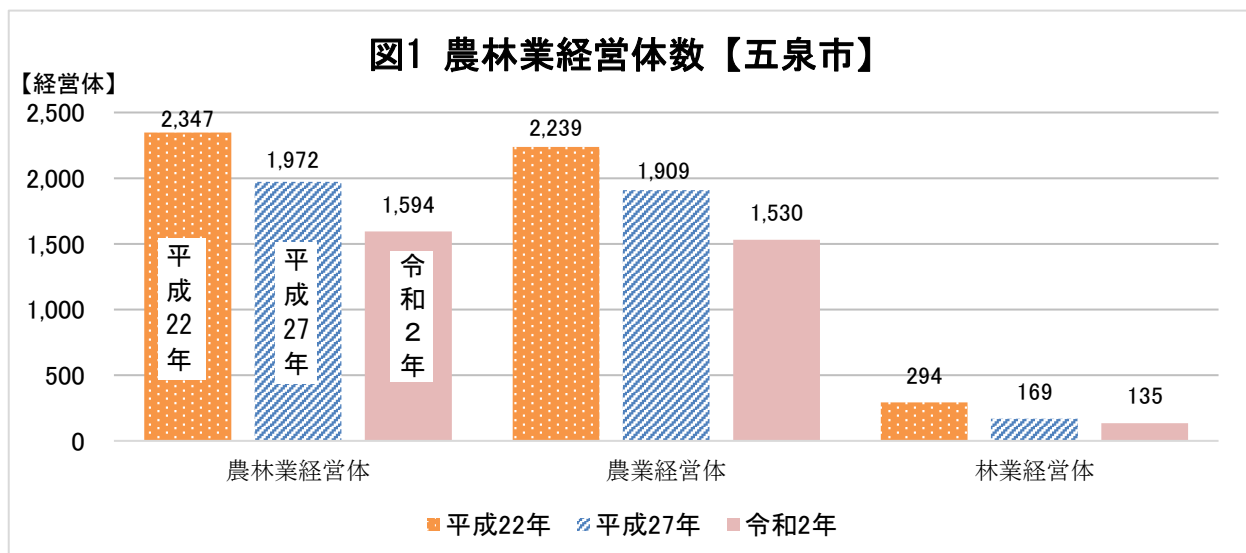


表1 農林業経営体数（五泉市）

単位：経営体

区分	農林業経営体		
	農業経営体	林業経営体	
平成22年	2,347	2,239	294
平成27年	1,972	1,909	169
令和2年	1,594	1,530	135
増減率(%)			
平成22年→27年	△ 16.0	△ 14.7	△ 42.5
平成27年→令和2年	△ 19.2	△ 19.9	△ 20.1

注：農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

2 農業経営体

(1) 農業経営体数

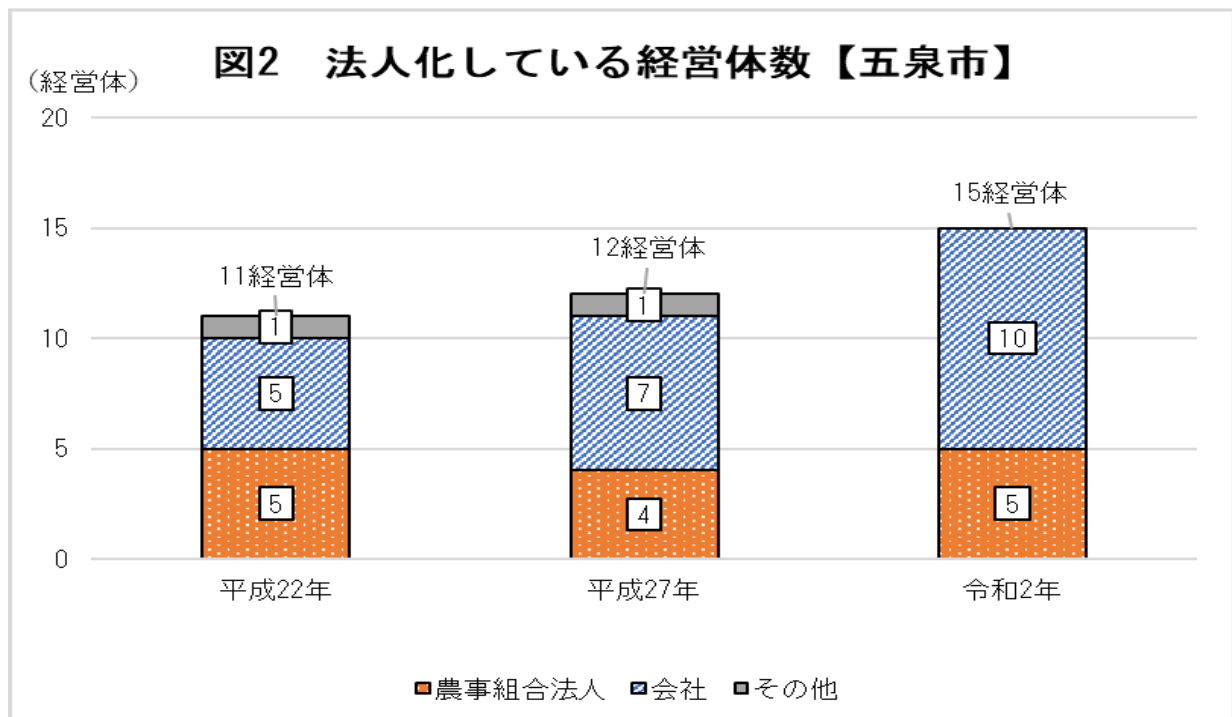
農業経営体のうち、個人経営体数は1,508経営体で、5年前に比べて375経営体(19.9%)減少した。団体経営体数は22経営体で4経営体減少しているが、うち法人経営体は3経営体増加したため、農業経営体全体に占める法人経営体の割合が大きくなっている。

表2 農業経営体数(五泉市)

単位:経営体

区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	
			法人経営体	その他
平成22年	2,239	2,218	21	11
平成27年	1,909	1,883	26	12
令和2年	1,530	1,508	22	15
増減率(%)				
平成22年→27年	△14.7	△15.1	23.8	9.1
平成27年→令和2年	△19.9	△19.9	△15.4	25.0

法人経営の内訳をみると、会社法人数は10経営体、農事組合法人数は5経営体となり、5年前に比べて会社による農業経営が進んでいる。



(2) 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、2.0～3.0haの層が322経営体と最も多く、5年前と比べて10.0ha以上規模の農業経営体数が増加した。

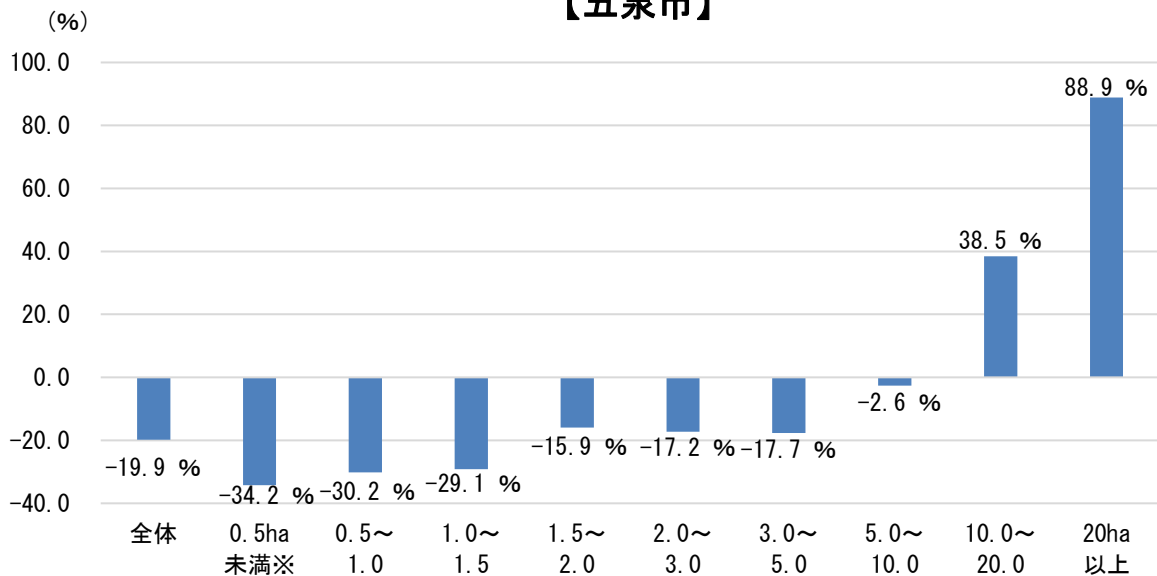
表3 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の状況（五泉市）

単位：経営体

区分	全体	0.5ha 未満※	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20ha 以上
平成22年	2,239	150	390	434	347	449	315	134	17	3
平成27年	1,909	146	298	302	301	389	283	155	26	9
令和2年	1,530	96	208	214	253	322	233	151	36	17
増減数										
平成22年→27年	△330	△4	△92	△132	△46	△60	△32	21	9	6
平成27年→令和2年	△379	△50	△90	△88	△48	△67	△50	△4	10	8
増減率(%)										
平成22年→27年	△14.7	△2.7	△23.6	△30.4	△13.3	△13.4	△10.2	15.7	52.9	200.0
平成27年→令和2年	△19.9	△34.2	△30.2	△29.1	△15.9	△17.2	△17.7	△2.6	38.5	88.9

※0.5ha未満には経営耕地なしを含む

図3 経営耕地面積規模別農業経営体数増減率（H27→R2）【五泉市】



※0.5ha未満には経営耕地なしを含む

(3) 経営耕地面積の集積割合

農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、3ha以上の農業経営体が66.7%を占め、5年前に比べて11.1%上昇した。

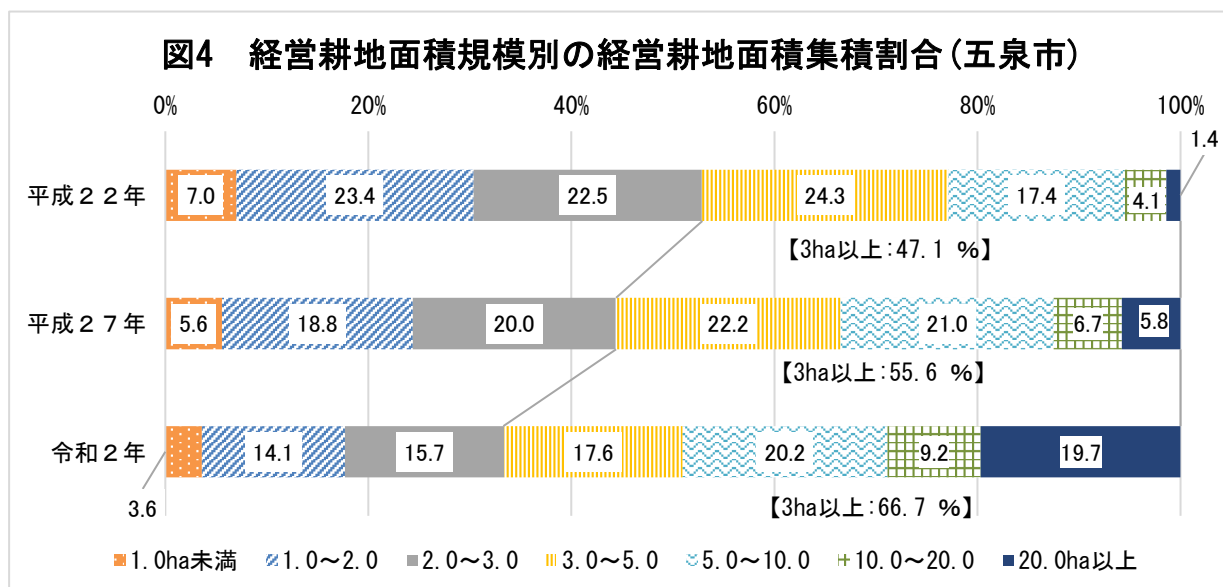
特に20ha以上の耕地を持つ経営体が保有する耕地面積割合が大きくなっている。

表4 経営耕地面積規模別経営耕地面積の状況【五泉市】

単位: a

区分	計	1.0ha未満	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0ha以上
平成22年	487,333	33,985	113,949	109,716	118,277	84,795	19,861	6,750
27年	477,361	26,964	89,580	95,465	105,942	100,046	31,777	27,587
令和2年	500,572	18,041	70,395	78,428	88,148	101,204	45,952	98,404
構成割合(%)								
平成22年		7.0	23.4	22.5	24.3	17.4	4.1	1.4
平成27年		5.6	18.8	20.0	22.2	21.0	6.7	5.8
令和2年		3.6	14.1	15.7	17.6	20.2	9.2	19.7
増減面積(a)								
平成22年→27年	△9,972	△7,021	△24,369	△14,251	△12,335	15,251	11,916	20,837
平成27年→令和2年	23,211	△8,923	△19,185	△17,037	△17,794	1,158	14,175	70,817
増減率(%)								
平成22年→27年	△2.0	△20.7	△21.4	△13.0	△10.4	18.0	60.0	308.7
平成27年→令和2年	4.9	△33.1	△21.4	△17.8	△16.8	1.2	44.6	256.7

図4 経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合(五泉市)



(4) 農業経営体当たりの経営耕地面積の状況

経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は3.3haで、5年前に比べて0.8ha（32.0%）増加した。

また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は43.7%となった。

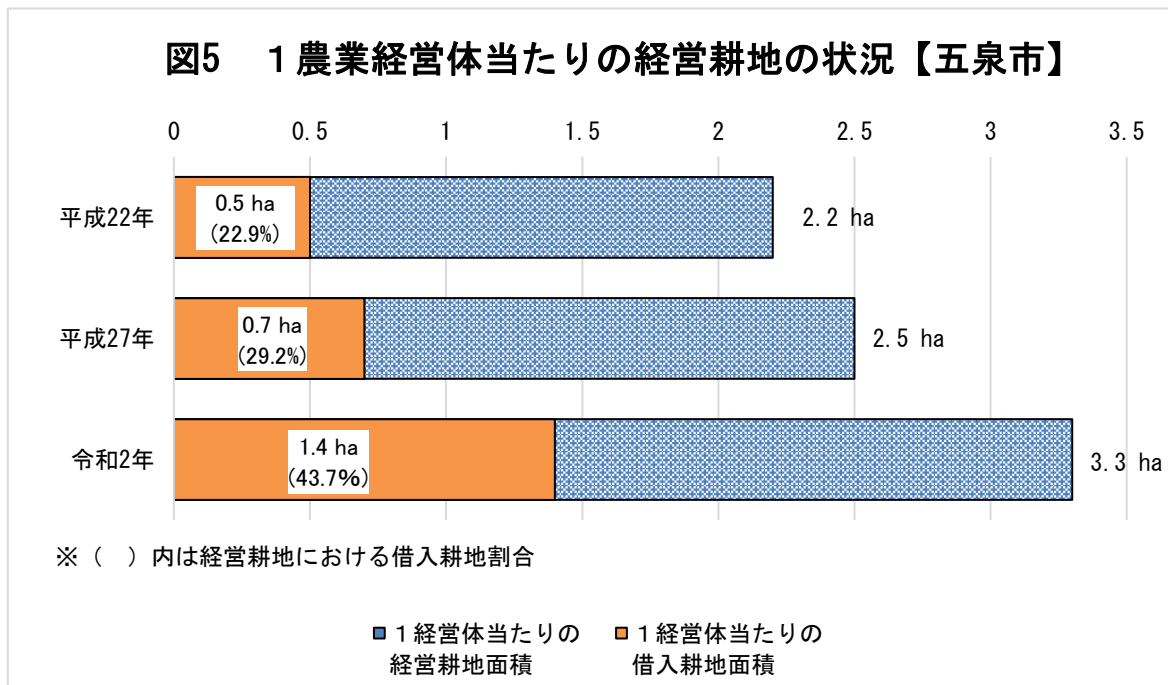


表5 1 農業経営体当たりの経営耕地面積（五泉市）

区分	経営耕地のある経営体数【経営体】	経営耕地総面積【ha】	1経営体当たり経営耕地面積【ha】
平成22年	2,226	4,873	2.2
平成27年	1,897	4,774	2.5
令和2年	1,518	5,006	3.3
増減率(%)			
平成22年→27年	△ 14.8	△ 2.0	13.6
平成27年→令和2年	△ 20.0	4.9	32.0

(5) 農産物販売金額規模別にみた農業経営体数の状況

農産物販売金額規模別に農業経営体数をみると、100～500万円の経営体が797経営体と最も多くなっている。販売規模別にみると、100万円未満の農業経営体が全体数の減少に比し、大きく減少する一方、1,000万円以上の農業経営体が大幅に増加している。

表6 農産物販売金額規模別農業経営体数の状況（五泉市）

単位：経営体

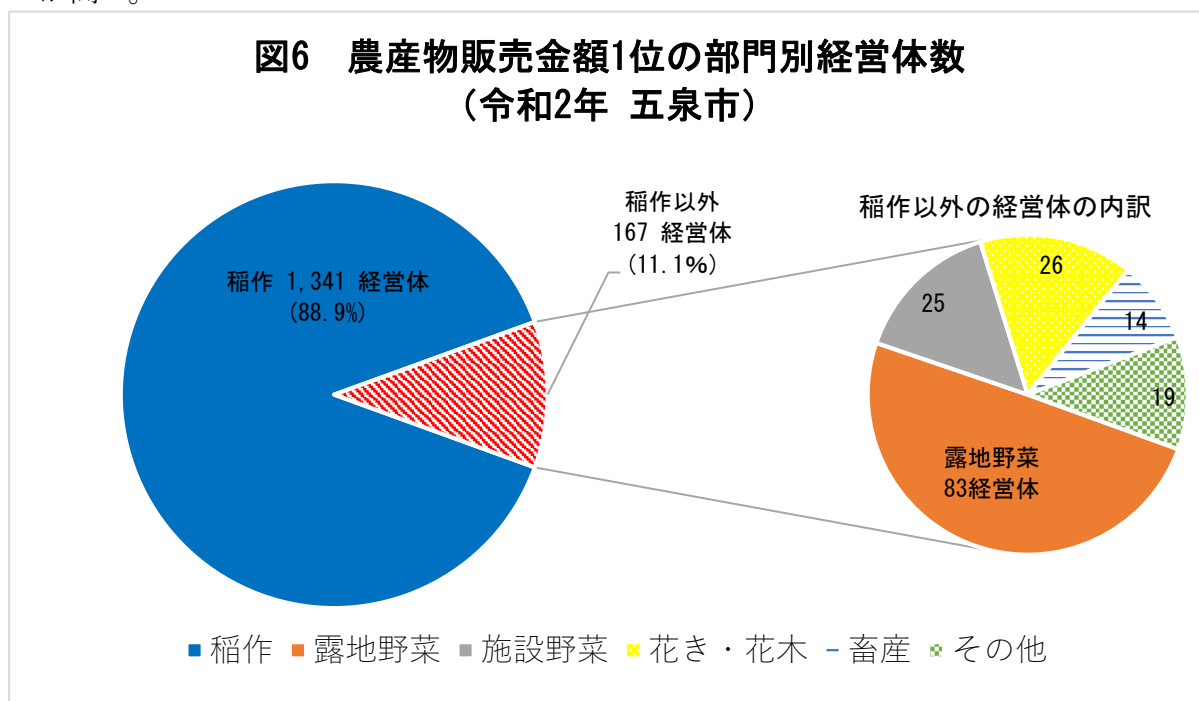
区分	計	50万円未満※	50～100	100～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000～1億円	1億円以上
平成22年	2,239	476	468	1,050	165	71	5	3	1
平成27年	1,909	404	381	878	171	67	4	3	1
令和2年	1,530	169	213	797	176	104	8	62	1
増減数									
平成22年→27年	△ 330	△ 72	△ 87	△ 172	6	△ 4	△ 1	0	0
平成27年→令和2年	△ 379	△ 235	△ 168	△ 81	5	37	4	59	0
増減率(%)									
平成22年→27年	△ 14.7	△ 15.1	△ 18.6	△ 16.4	3.6	△ 5.6	△ 20.0	0.0	0.0
平成27年→令和2年	△ 19.9	△ 58.2	△ 44.1	△ 9.2	2.9	55.2	100.0	1966.7	0.0

※50万円未満には販売なしを含む

(6) 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数の状況

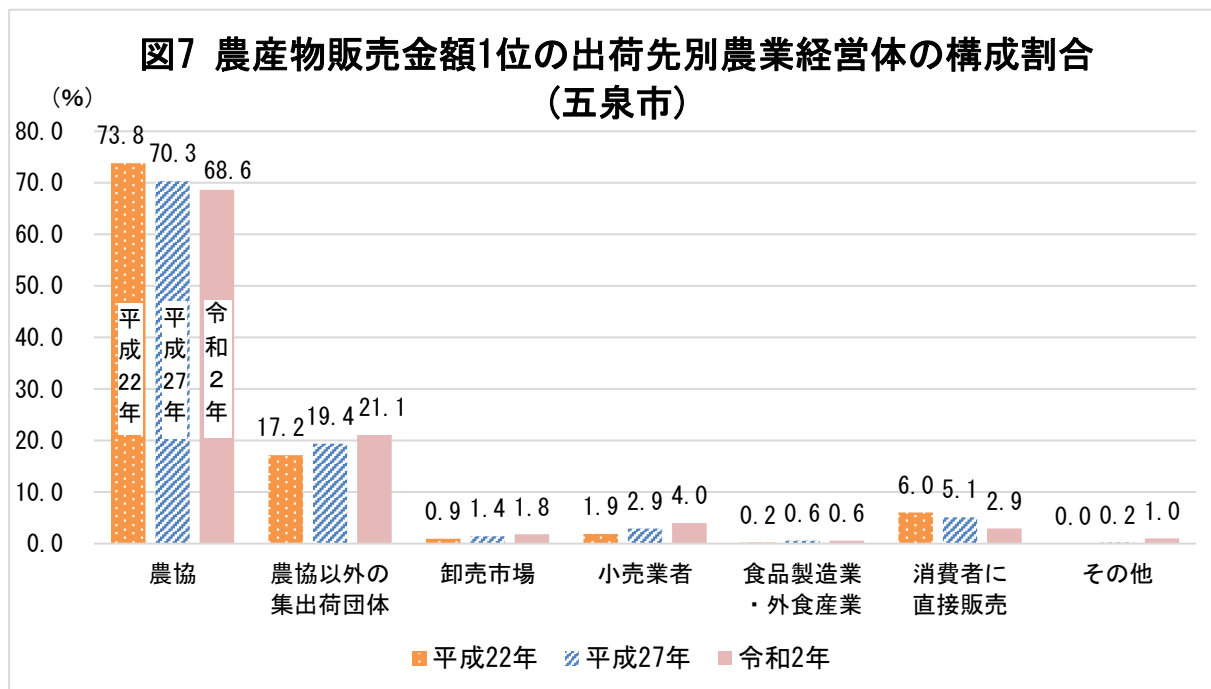
農産物販売金額1位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作が全体の9割近くを占めている。稲作以外の経営体の内訳をみると露地野菜、花き・花木の順に構成割合が高い。

図6 農産物販売金額1位の部門別経営体数（令和2年 五泉市）



(7) 農産物販売金額1位の出荷先別農業経営体の構成割合

農産物販売金額1位の出荷先別に経営体の構成割合を見ると、農協が68.6%、次いで農協以外の集出荷団体が21.1%となっている。5年前と比較すると農協以外への出荷が増加している。



(8) 農業生産関連事業を行っている農業経営体数

農業生産関連事業を行っている農業経営体数は166経営体で全体に占める割合は10.8%であった。事業種類別にみると小売業が一番多く、146経営体であった。

表7 農業生産関連事業を行っている農業経営体数 (令和2年 五泉市)

単位:経営体

区分	計	農業生産 関連事業を 行っていない	農業生産 関連事業を 行っている	事業種類別			
				農産物 の加工	小売業	観光農園	その他※
総数	1,530	1,364	166	30	146	5	2
個人経営体	1,508	1,349	159	29	140	5	1
団体経営体	22	15	7	1	6	-	1
構成比(%)				※貸農園・体験農園等、農家民宿、 農家レストラン、海外への輸出、 再生可能エネルギー発電等			
総数		89.2	10.8				
個人経営体		89.5	10.5				
団体経営体		68.2	31.8				

注:複数の事業を営んでいる経営体があるため、農業生産関連事業を行っている経営体数と事業種類別の合計経営体数は一致しない。

(9) 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は284経営体で全体に占める割合は18.6%となった。また、正規の簿記を行っている経営体は175経営体で農業経営体に占める割合は11.4%となった。

表8 青色申告を行っている農業経営体数（令和2年 五泉市）

単位：経営体

区分	計	青色申告を行っている				青色申告を行っていない
		小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
総数	1,530	284	175	91	18	1,246
個人経営体	1,508	268	160	90	18	1,240
団体経営体	22	16	15	1	0	6
構成比(%)						
総数		18.6	11.4	5.9	1.2	81.4
個人経営体		17.8	10.6	6.0	1.2	82.2
団体経営体		72.7	68.2	4.5	0.0	27.3

(10) データを活用した農業を行っている農業経営体数

データを活用した農業を行っている経営体は221経営体で全体に占める割合は14.4%となった。また団体経営体についてみると、データを活用した農業を行っている経営体は10経営体で、団体経営体に占める割合は45.5%となった。

表9 データを活用した農業を行っている経営体数（令和2年 五泉市）

単位：経営体

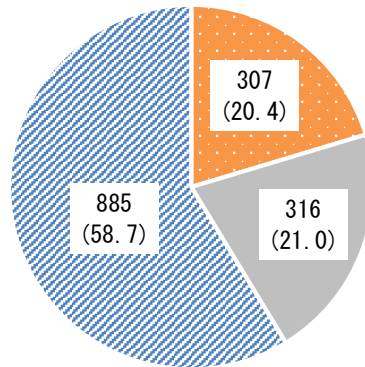
区分	計	データを活用した農業を行っている				データを活用した農業を行っていない
		小計	データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・分析して活用	
総数	1,530	221	147	68	6	1,309
個人経営体	1,508	211	145	62	4	1,297
団体経営体	22	10	2	6	2	12
構成比(%)						
総数		14.4	9.6	4.4	0.4	85.6
個人経営体		14.0	9.6	4.1	0.3	86.0
団体経営体		45.5	9.1	27.3	9.1	54.5

(11) 主副業別農業経営体数(個人経営体)

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は307経営体、準主業経営体は316経営体、副業的経営体は885経営体であった。

この結果、個人経営体に占める割合は、主業経営体が20.4%、準主業経営体が21.0%、副業的経営体が58.7%となり副業的経営体が6割近くを占めている。

図8 主副業別農業経営体数(個人経営体)(令和2年 五泉市)



※ () 内は構成割合 (%)

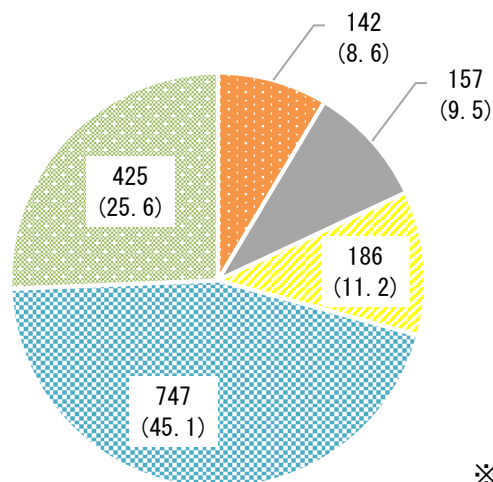
■ 主業経営体 ■ 準主業経営体 ▨ 副業的経営体

(12) 年齢別基幹的農業従事者数(個人経営体)の構成

農業経営体のうち、個人経営体の基幹的農業従事者(仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員)は1,657人であった。

年齢別でみると、65歳以上が全体の70.7%を占めており、64歳未満は3割を下回った。

図9 基幹的農業従事者(個人経営体)の年齢別構成割合(令和2年 五泉市)



※ () 内は構成割合

■ 15~49歳 ■ 50~59歳 ▨ 60~64歳 ▩ 65~74歳 ▪ 75歳以上

(13) 後継者の確保状況(個人経営体)

農業経営体のうち、個人経営体の後継者確保の状況をみると、5年以内に農業経営を引き継ぐ予定のない経営体を除くと、78.2%の経営体で後継者の確保がされていない。

また、65歳以上の経営体についてみても、75.5%でおよそ4分の3の経営体で後継者の確保がされておらず、後継者の確保が大きな課題となっている。

後継者との関係をみると、そのほとんどが親族となっている。

表 10 後継者確保の状況(個人経営体)(令和2年 五泉市)

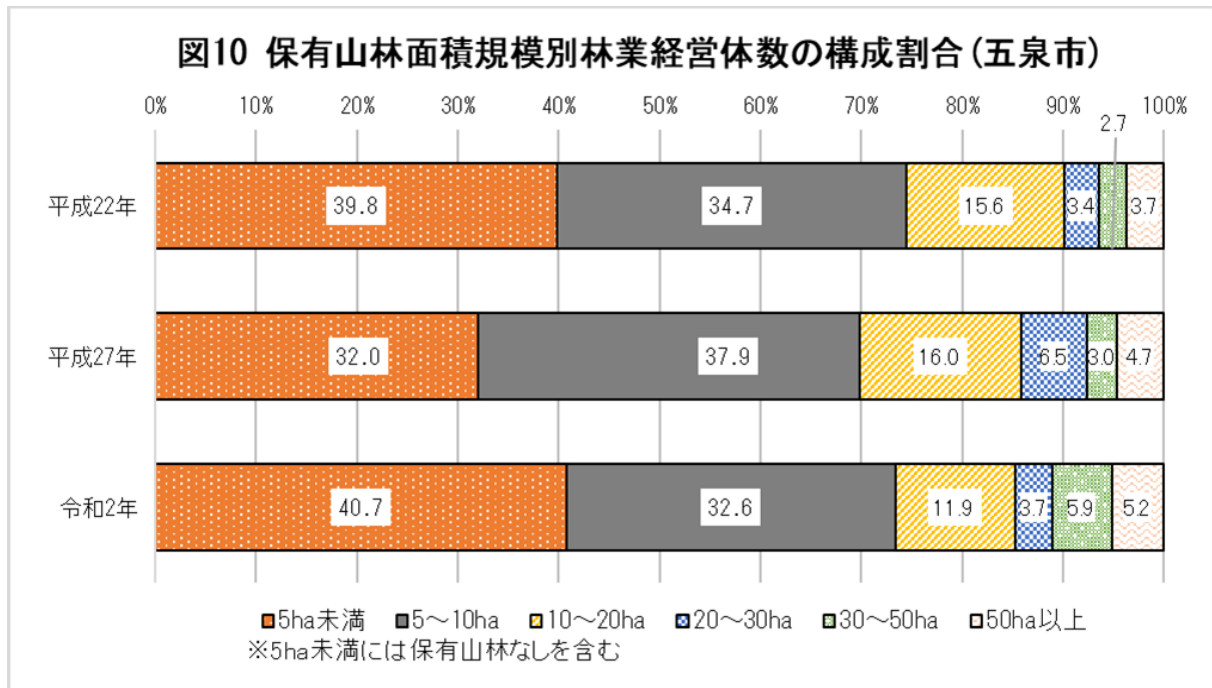
単位:経営体

	計	確保して いない	後継者を確保している				5年以内に 農業経営を 引き継がない
			小計	親族	親族以外の 経営内部の 人 材	経営外部 の 人 材	
総 数	1,508	1,134	317	311	2	4	57
割合(%)		75.2	21.0	20.6	0.1	0.3	3.8
5年以内に引き継がない 経営体を除く割合(%)		78.2	21.8				
【経営主が65歳以上の経営体】							
総 数	843	630	204	202	1	1	9
割合(%)		74.7	24.2	24.0	0.1	0.1	1.1
5年以内に引き継がない 経営体を除く割合(%)		75.5	24.5				

3 林業経営体

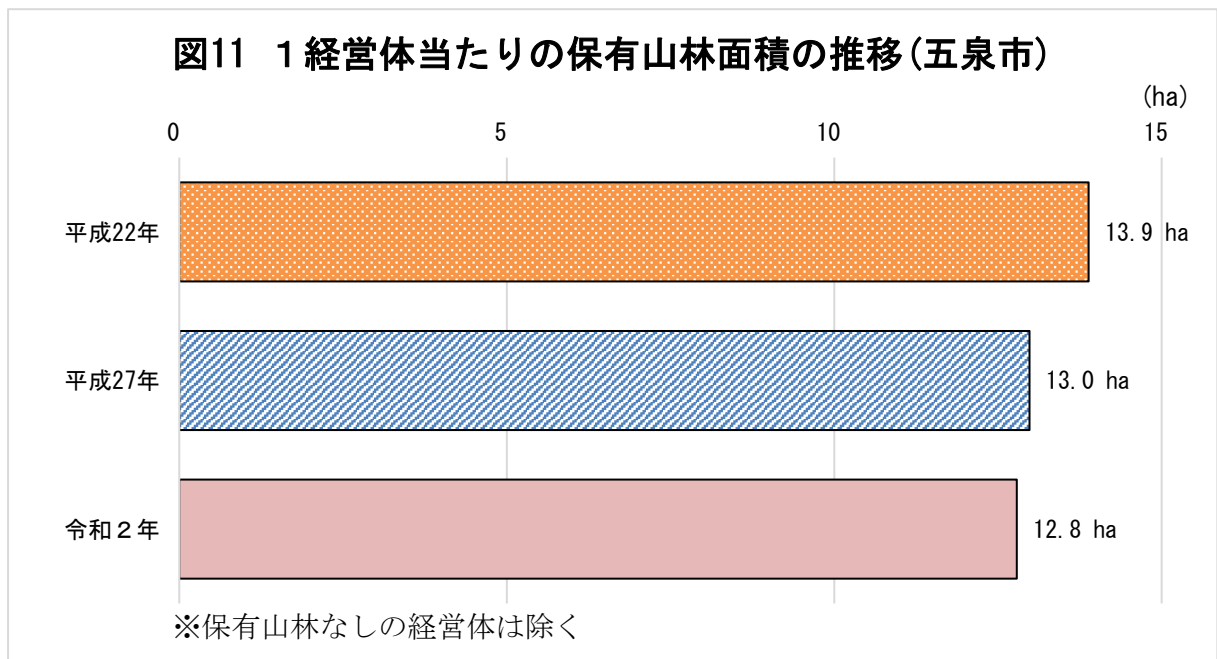
(1) 保有山林面積規模別林業経営体の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体数の構成割合をみると、5ha未満が40.7%、次いで5～10haが32.6%、10～20haが11.9%だった。



(2) 林業経営体当たりの保有山林面積の状況

保有山林のある林業経営体の1経営体当たりの保有山林面積は12.8haで、5年前に比べて0.2ha(1.5%)減少した。



【調査の概要】

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農作業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に実施した。

2 根拠法規

2020年農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

3 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

5 2020年調査の主な変更点

農林業経営体調査においては、以下の点について変更を行った。

1. 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

2. 調査項目の見直し

(1) 調査項目の新設

- ・青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- ・有機農業の取組状況
- ・農業経営へのデータ活用の状況

(2) 調査項目の削減

- ・ 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少(農業就業人口の区分に利用)
- ・ 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無(専業別の分類に利用)
- ・ 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- ・ 農業機械の所有台数
- ・ 農作業の委託状況
- ・ 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

6 用語の解説

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15 a
 - ② 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③ 果樹栽培面積 10 a
 - ④ 露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

2 農業経営体

個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
法人経営体	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかについて該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
（その他） 各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕地（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

- (4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年作物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。
また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ稲を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。

花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。

樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

農産物販売金額	肥料代、農薬代、資料代等の諸経費を差し引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」など農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物を使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している(インターネットや行商などにより店舗を持たないで販売している場合を含む。)事業や、消費者などと販売契約をして直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所は含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又はほ場を觀賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由(手続きの委託や販売の代行のため)して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源(バイオマス、太陽光、水力等)から発電している事業をいう。
青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所管税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告をする制度をいう。

正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡単な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいい。次のいずれかをいう。
データを取得して活用	気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを取得するツールとしてスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話、新聞などのツールを用いて、取得したデータを効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・記録して活用	「データを取得して活用」で取得した経営外部データに加え、財務、生産管理、栽培管理、ほ場マップ情報、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて、取得したものをこれに記録して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
データを取得・分析して活用	「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO ₂ 濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といった経営内部データを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析（アプリ・ソフトの種類、分析機能などは問わない。）して効率的かつ効果的な農業経営を行うために活用することをいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳以上未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事しているものをいう。
経営主	農業（林業）経営管理の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制の決定、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
後継者	5年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員または雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
5年以内に農業を引き継がない	農業経営を開始または農業経営を引き継いだ直後であり、5年以内に農業経営を引き継がないことをいう。

3 林業経営体

保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。
------	---------------------------

7 利用上の注意

統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入している為、合計値と内訳の計が一致しないまたは割合の合計が100%にならない場合もある。

【ホームページ掲載案内】

○この統計調査結果の概要は、五泉市のホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.city.gosen.lg.jp/>】

「市政情報」－「統計・調査」－「農林業センサス」の順にアクセス願います。

○新潟県の統計調査結果の概要は、新潟県統計課ホームページ「[にいがた県統計ボックス](#)」の中でご覧いただけます。

【<http://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/>】

2020年農林業センサス農林業経営体調査
五泉市結果の概要（確定値）（令和2年2月1日現在）
令和3年10月 発行

問い合わせ先

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

TEL 0250(43)3911

FAX 0250(42)5151

Mail jouhou@city.gosen.lg.jp